

中世都市市民共同体の生成

—ノリッチ市の場合—

田中正義

I

東部イングランドの Norfolk, Suffolk 両州の地は、嘗て Anglo-Saxon 時代「七王国」Heptarchy の一つたる・East Angles の部族国家—East Anglia 王国を形成していた所の地域であるが、此の所謂 East Anglia 地方の一部をなす Norfolk 州の首都 Norwich は、地理的には北海に注ぐイェア河 The Yare とのその合流地点の僅かに上流に当って、ウェンサム河 The Wensum の南北両岸に跨って位置して居り、いま Wensum, Yare 両河を通じて直ちに北海に出で得る水運の便に恵まれたるに止まらず、また此の市は、中世時代、市の西南方—Suffolk 州との州境に近い当州の Thetford、更には此の州の西隣の州 Cambridgeshire の New Market、其の南方の州 Hertfordshire の Ware の諸地を經由して、遙か南の方ロンドンに達するところの道路の起点をも成していた。かくて、いま斯かる水陸交通上の要衝をなせる所の Norwich は、既に Norman Conquest (1066) の時代に於てイングランドにおける最重要な三つないし四つの都市の一つに算えられたばかりではなく、近世の「産業革命」期に入り第19世紀初葉、今や其の全国的な重要性を喪失するに到るまで、此の市は、700年以上に亘って、久しいあいだロンドンに次ぐところの地位を一般にイングランドの都市中に於て保持したのである¹⁾。

抑々古代英語で「北の町」'Norþwic' を意味する所の此の地の名が初めてそのラテン形 *Nordvico* なる形で史料の上に現われ来たるのは、一つの考古学的史料——ほぼ892年からほぼ910年に至る間に何時か打製 strike せられたと考えられる所の、かの異教徒 Danes の侵寇に際して之と戦って869年に殉教せる East Anglia 国王の 'St. Eadmund' を記念する銘文 inscription を夫れの表面 obverse に—その呼格 S(an)c(t)e Eadmund Rex なる形で—有する、幾つかのペニイ *pening* 銀貨中の一つの裏面 reverse に於ける銘文としてであるが、此の Norwich なる銘文は、併しながらその後また、第10世紀の初葉 West Saxons の部族国家—Wessex 王国の王として現われ・事実上最初のイングランド王となれる Æthelstan (r. 924~39) の時代の打造貨幣 hammered coins に於ても夫れらの裏面の銘文として等しく是れが見出され、おしなべていま当該ペニイ銀貨が打造されたところの造幣所 (*moneta*; mint) を表わして居るのであって、我々はそこに、「征服」以前の Anglo-Saxon 時代の末期、此の地 Norwich が早くも活潑に機能

1) Cf. James Campbell, 'Norwich', in M. D. Lobel & W. H. Johns, ed., *The Atlas of Historic Towns*, Volume 2 (Baltimore, 1975), p. 1.

示唆せる、Alistair Campbell の所説を紹介している⁵⁾。

以上の二つのほか、「征服」以前の Anglo-Saxon 時代末期の Norwich に関する文献的史料としては、なお、このたびは記述史料ならざる文書史料の一種の遺言状 will のカテゴリーに属するところの私文書が二通存している⁶⁾。その内の一通は、1016年4月 Æthelred II の死のあと王位を継げるその子 Eadmund が同年11月横死せるのち、遂に全イングランドを征服、この国に君臨するに到ったところの Cnut の歿(1135)後、イングランド王位を継承せる Cnut の第一子 Harold Harefoot(r. 1035/6~40)の治世年間に何時か成れるものと考えられる、East Anglia 司教 Ælfric の遺言状であり、いま一つは、その措辞より推して纔かに第10世紀末ないし第11世紀初め成立のものなることが知られるのみなる、Siflæd といえる然る貴婦人の遺言状である。即ち、前者には、その中に『余は、Norþwic (Norwich) に在るところの一つの屋敷地 *haga* を、余の靈魂並びにそ[右の屋敷地]を[曾て]余に譲与したる所の総ての者の靈魂の[救済の]為に、[かの East Anglia の殉教王の永遠に眠れる] St. Edmund [修道院][Suffolk] に譲与[一寄進]する者なり⁷⁾。』と云う一文が見出され、後者には、その中に『妾は Northwich (Norwich) なる Christchurch に畜牛 *retheren* 四頭を譲与[一寄進]せんとす⁸⁾。』と云う一文が見出されるのである。

以上が、我々が1066年の「征服」以前の Anglo-Saxon 時代の Norwich に関して有する所の史料——考古学的な将又文献的な史料の総てであるが、その最も早きは、‘St. Edmund’ penny の A. D. 892~910すなわち第9世紀末ないし第10世紀初めのものに属している。而して、当時既に斯く造幣所の所在地として局地的市場圏 local market area の中心たる地位を占めたる此処 Norwich は、第11世紀初め、1004年には、もはや其の西南の同じ Norfolk 州内に在る Thetford とともに、“Anglo-Saxon Chronicle” の作者に依っていま *burh* すなわち borough と呼称せられて居るのであって⁹⁾、Danes のひとたび其の地を寇掠するや、そこに尨大なる価値を有する鹵獲品——彼等の故国の民に対する「大いなる数々の贈り物」を齎らすほど、然く豊かなる財貨=富を蔵する所の都市として実存して居るのである。

斯くて、我々は、我が Norwich に就いて見ても、一般にイングランドの中世都市の歴史的出発点は其処に封建社会の自生的な発展が見られた Anglo-Saxon 時代の末期——第9世紀初頭

5) Cf. J. Campbell, *loc. cit.*, p. 3; Dorothy Whitelock, ed., *English Historical Documents*, Vol. I (c. 500—1042) (London, 1955; 2nd edn., 1979), p. 336, n. 3.

6) Dorothy Whitelock, ed., *Anglo-Saxon Wills* (Cambridge, 1930), No. xxvi (pp. 70—73); No. xxxvii (pp. 92—95).

7) D. Whitelock, ed., *A.-S. Wills*, pp. 72—73.

8) D. Whitelock, ed., *ibid.*, pp. 94—95.

9) *burh*, borough に関して、詳しくは、前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 31—2, 43—6, とくに49—53ページを参照せられたい。

以降の Danes の侵入期に在りとなす我々の見解を立証する所の一例証を見出すことを得て、西欧における中世都市成立の契機をいま第10世紀末葉以降第11, 12世紀に於ける「商業の復活」(la renaissance du commerce)——長距離商業(le commerce à longue distance)の復活 = 再生に専ら求めるところの、かの Henri Pirenne のテーゼのいま直ちに機械的にイングランドに適用すべからざることを認識し得るのである¹⁰⁾。

II

却説、今や「征服」以降の Norman 王朝期に入ると、我々の Norwich に関して、「征服」以前に於けるがごとき断片的・偶発的な史料状況とは打って変って、俄然そこに極めて纏れるところの一つの文書史料の出現を見る、——ほかでもない、1086年に征服王—William I the Conqueror(r. 1066~87)の命に依って編纂せられた所の、ほぼ一国的な・当代爾余の西欧諸国にその類を見ざる一大公記録—‘Domesday Book’ [以下、「ブク」と略称する]の、第2巻 [所謂“Little Domesday”]中、その Norfolk 州に該当する箇所、即ち是れである。

此の箇所に於て、我々は先ず、「ブク」第2巻の第116葉表の第7行目に「ノリッチのハンドレド」(*Hundredum de Norwic*)と斜字体にて手書せられ在る見出しにつづく、第117葉裏の最終行—第24行にまで亘るところの、次のごとき叙述を読むのである、——いま夫れを能う限り逐語的に翻訳 = 紹介すれば、以下の如くである¹¹⁾。

『Norwich (*Norwic*) においては、[事実上最後の Anglo-Saxon の] 王 Edward [Edward the Confessor, r. 1042~66] の御代そこに千三百二十人の都市民 (*MCCCXX burgenses*) 存しき (erant)。うち一人は、Edward 王の領主権に直隸して (erat ita dominicus regis E), 従ひて恣まに [主君たる王の許を] 立ち去る (*recedo*) ことも、また彼の許可なくして (*sine licentia ipsius*) [第三者に対し] 臣従の礼 (*homagium*) を執ることも、是れを能くし得ざりき。彼の名は Edstan と謂ひき。彼は、十八エイカの耕地 (*xviii acras terre*), 十二 [エイカ] の牧草地 (*xii prati*), 並びに borough (*burgus*) 内の二つの教会と [仲間五人と共に] その第三 [の教会] の六分ノ一 (*ii ecclesias in burgo et sextam partem tercia*) とを [Edward 王の御代に] 保有しむたりき (*hic.....habebat*)。而してその一つの教会には、borough 内の一つの屋敷地 (*una mansura in*

10) 前掲拙著、並びに拙稿『『イングランド中世都市の展開』補遺—ピレンヌ学説の再吟味』(「立教経済学研究」第41巻第3号) 参照。Cf. Carl Stephenson, *Borough and Town: A Study of Urban Origins in England* (Cambridge, Mass., 1933).

11) Domesday Book, seu Liber Censualis Willelmi Primi Regis Angliae, ed. by Abraham Farley (2 vols.; Record Commission, 1783), Vol. II, folio 116—117 b. [以下、「ブク」の引用に際しては *D.B.* と略記する。] 試訳に当っては、*The Victoria County History, Norfolk*, Vol. II (London, 1906; Reprinted, Folkestone, 1975), pp. 46—7. および John Morris, ed., *Domesday Book*, Vol. 33: *Norfolk*, ed. by Philippa Brown, Part One (Chichester, 1984), folio 116 a, b; 116 b, 117 a, b; 117 b, 118 a. の、夫々の近代英語訳を参照した。

burgo)と〔borough 外の〕六エイカの牧草地(*vi acre prati*)とが附属しむたりき。〔今や「ブク」成立の1086年現在〕このもの(*hoc*—曾て Edstan の保有せしすべての物)を, Roger Bigot¹²⁾, 王よりの贈与物件として(*de dono regis*) 保有す(*tenet*)。而して〔Edward 王の御代全都市民千三百二十人中の〕千二百三十八人につきては(*de MCCXXXVIII*), 王 (*Rex*)と〔王妃 Edith の兄, East Anglia〕伯〔Harold〕〔との両者〕が, 裁判権(*soca et saca*)並びに慣習的貢租(*consuetudines*)〔の徴収権〕を〔分〕有したりき(*habebant*)。而して〔おなじく Edward 王の御代には全都市民千三百二十人中の〕五十人に対しては(*super L*), 〔Canterbury の大司教〕Stigand, 裁判権並びに人身保護権 (*commendatio*)を有したりき(*habebat*)。而して又, 〔おなじく Edward 王の御代には全都市民千三百二十人中の〕三十二人に対しては(*super XXXII*), 〔前記〕Harold, 裁判権並びに人身保護権を有したりき(*habebat*)。その〔三十二人〕中の一人は, 彼〔Harold〕の領主権に直隷し, 従ひて恣まに〔主君たる Harold が許を〕立ち去ることも, また彼〔Harold〕の許可なくして〔第三者に対し〕臣従の礼を執ることも, 是れを能くし得ざりき。〔以上, 通算して千三百二十人〕全体として(*inter totum*), 彼等は彼等すべてにて(*omnes*)八十エイカの耕地(*lxxx acras terre*), 二十エイカ半の牧草地(*xx acras et dimidiam prati*)を保有しむたりき(*habebant*)。而して此れらの者のうちの一人は, 〔前記〕Stigand の妹なる一婦人(*una mulier soror Stigandi*)にして, 〔彼女は〕〔彼女一人にて全耕地八十エイカ中〕三十二エイカの耕地(*xxxii acras terre*)を〔保有しむたりき〕。而して此れらの者〔一即ち千三百二十人の全都市民〕は彼等すべてにて(*inter eos omnes*), 二分ノ一の粉碾場(*dimidium molendinum*)と一つの粉碾場の四分ノ一(*quartam partem unius molini*)とを〔Edward 王の御代に〕〔共同に〕保有しむたりしが(*habebant*), 〔「ブク」成立の時点たる〕今も依然猶 (*adhuc*)彼等は之を〔共同に〕保有す(*habent*)。加ふるに (*adhuc*)〔彼等は Edward 王の御代に〕十二エイカ半の牧草地(*xii acras et dimidiam prati*)をも〔共同に〕保有しむたりしが, そを Wihenoc なる者, 〔その後「征服」時まで〕に〕彼等より取り上げたりき(*tulit eis*), 〔然れども〕今や(*modo*—「ブク」成立時点の1086年現在) Ivo の息子の Reynold なる者, 夫れら〔一十二エイカの牧草地〕を保有す(*habet*)。加ふるにまた〔前述せる全都市民は Edward 王の御代に〕諸聖人教会 (*ecclesia Omnium Sanctorum*) 〔の所有〕に属せしめられし(*iacebant ad*)二エイカの牧草地 (*ii acras prati*)をも〔共同に〕保有しむたりしが, これまた〔その後前記の〕Wihenoc, そを〔彼等都市民より〕取り上げたりき, 〔然れども〕今や〔一1086年現在〕〔前記〕Reynold, 夫れら〔一十二エイカの牧草地〕を保有す(*habet*)。而して又 (*et etiam*) 此の borough には現在或る St. Martin と謂へる教会 (*quedam ecclesia sancti Martini*) 存するも, そのものを〔前記〕Stigand, Edward 王の御代に十二エイカの耕地と共に (*cum xii acris terre*) 保有しむたりしが(*tenuit*), 今や(*modo*)そを William de Noiers なる者, Stigand の封地〔の一部〕として(*ad feudum Stigandi*) 保有す(*habet*)。Stigand はまた, 〔Edward 王の

12) Cf. Stenton, *op. cit.*, pp. 625, 631—3.

御代に]一つの St. Michael 教会をも (*unam ecclesiam sancti Michaelis*) 保有しめたりしが (tenebat), 此の教会には現在百十二エイカの耕地, 六[エイカ]の牧草地, 又[牡牛八頭にて牽引せらるる]犁隊(*caruca*) 一組が属せしめられ居り (*adiacent cxii acre terre et vi prati et i caruca*), こを[Thetfordの]司教 William が現在保有し居るも (tenet), 然り乍ら[そは]彼の司教管区には属せず (*set non de episcopatu*). 而してまた都市民たち (*burgenses*) は [Edward 王の御代に]十五の教会を保有しめたりしが (tenebant), 夫れら[一十五の教会]には[総て]百八十一エイカの耕地並びに牧草地が自由寄進の形にて (*in elemosina*) 属しめたりき (*pertinebant in elemosina clxxxi acre terre et prati*). 而して Edward 王の御代には十二人の都市民たち (*burgenses*) 聖三位一体教会 (*ecclesia sancte Trinitatis*) を保有しめたりしが (tenebant), 今や (*modo*) [前記の Thetford の]司教 [William] が William [征服]王よりの寄進物件として (*de dono regis Willelmi*) [そを保有す]。[Edward 王の御代]王と [East Anglia]伯[の両者]は, [総て]百八十エイカの耕地を有したりき (*habebant*). [Norwich の]修道院長 (*abbas*) は [Edward 王の御代] St. Laurence 教会の二分ノ一と元来 [Suffolk 州の] St. Edmund 修道院 [の所有]に属せる所の一戸の屋敷とを (*medietatem ecclesie sancti Laurentii et i domum de sancto Edmundo*) 有しめたりき (*habuit*). 以上が Edward 王の御代に関し[我々の知り得る]総てなり (*Hoc erat totum tempore regis Edwardi.*). 今や (*modo*—1086年の「ブク」成立時) 此の borough (*burgus*) には其処に六百六十五人の English なる都市民 (*dclxv burgenses Anglici*) 存して, 彼等は慣習的貢租を納めをり (*consuetudines reddunt*), 其処にはまた, 貧困なるがゆゑに慣習的貢租を納めざる[一免除せられたる]四百八十人の bordars (*ccccxxx bordarii qui propter pauperiem nullam reddunt consuetudinem*) 存す。而して, Edward 王の御代に Stigand の保有しめたりし, かの土地には (*in illa terra quam tenebat Stigandus tempore Regis Edwardi*), 今や (*modo*) 上述の彼等[一 English の都市民六百六十五人]のうち三十九人の都市民たち (*ex illis superioribus xxxviii burgenses*) が其処に居住しをりて (*manent*), その同じ[土地]には九つの屋敷地が無住の儘に存す (*in eadem sunt ix mansure vacue*). 而してまた, 曾て [Edward 王の御代に] Harold が裁判権を有せし所のかの土地には (*in illa terra de qua Heroldus habebat socam*), [今や]其処に十五人の都市民居住しをり, また其処に十七の無住の屋敷地存すれど, そは城の構内[の一部]を占めて在り (*et xvii mansure vacue que sunt in occupatione castelli*). 而して此の borough には, 現在, 曾て [Edward 王の御代に]王並びに伯の裁判管轄区域に該当したる此処[なる地区]に百九十の無住の屋敷地 [存し] (*clxxxx mansure vacue in hoc quod erat in soca regis et comitis*), また城の構内[の一部]を占むる所に八十一[の無住の屋敷地] [存す] (*et lxxxi in occupatione castelli*). 此の borough には加ふるに (*adhuc*) 其処に, 夫れらに対して王が彼の慣習的貢租 [の徴収権] を有せざる所の[一そをもはや彼の臣下に譲与し了へたる所の], 五十戸の屋敷 (*l domus de quibus non habet rex suam consuetudinem*) 存す。夫れらの内訳に就きて見るに (*ex hiis*), [前記] Roger Bigot の家来 (*homo*) たる Reynald は二戸の屋

敷 (*domus*)と二つの屋敷地 (*mansura*)とを保有し (*habet*), Robert Baro は二戸の屋敷を [保有し], Abba は一戸の屋敷を [保有し], Rabel は二戸の屋敷と二つの屋敷地とを [保有す]。而して, [斯くの如く王より慣習的貢租の徴収権を譲与せられたる不動産としてはなほ] 其処に二人の婦人 (*femina*) の保有しめる所の二つの屋敷地 [存す]。[以下, 斯かる慣習的貢租徴収権の被譲与者, 並びに其の徴収対象となれる所の不動産を逐一列举すれば——], Englishman (*anglicus*) たる Ascolf は一戸の屋敷を, St. Edmund [Suffolk] 修道院の院長 (*abbas*) の家来たる Theobald は一戸の屋敷を, Burghard は一戸の屋敷を, Wala は一戸の屋敷を, Hervey de Vere の家来たる William は一戸の屋敷を, 夜警 (*vigil*) の Maynard は一戸の屋敷を, 都市民の Mein は一戸の屋敷を, [前記] Hervey de Vere は一戸の屋敷を, ^{おほゆみ} 弩の射手 (*arbalistarius*) Ralph は二戸の屋敷と一つの屋敷地とを, 濠掘り師 (*fossator*) Herebard は三戸の屋敷を, Roger of Poitou は二戸の屋敷を, St. Benet [Norfolk] 修道院の院長の家来たる Maynard は一戸の屋敷を, St. Edmund 修道院長の家来たる Peter は一つの屋敷地を, 都市民 Everwin は一戸の屋敷を, Baldwin は一戸の屋敷を, Englishman たる William は一戸の屋敷を, 夜警の Gerard は一戸の屋敷を, 馬具金物師 (*lorimarius*) の Robert は一つの屋敷地を, 同じく馬具金物師の Hildebrand は一戸の屋敷を, 都市民 Godwin は一戸の屋敷を, Hermer の家来たる William は一戸の屋敷を, 夜警の Gilbert は一戸の屋敷を, Hermer 家の或る司祭 (*quidam sacerdos Hermeri*) たる Fulbert は一戸の屋敷を, Walter は一戸の屋敷を, [前記] Ivo の息子の Reynold は一戸の屋敷を, Richard of Saint-Clair は一戸の屋敷を, William of Écouis の家来たる Hugh は一戸の屋敷を [——それぞれ保有す]。

而して, [Thetford] 司教の家来たち (*homines episcopi*) は現在 [この borough 内に] 十戸の屋敷 (*x domos*) を [保有し居るが], 司教自身の私の囲牆地には (*in propria curia episcopi*) 其処に, [1075~84年, Thetford 司教たりし] Aerfast に対してもと William [征服] 王が司教管区の主座として贈与したる所の, 十四の屋敷地 (*xiiii mansure quas dedit Willelm rex AERfast ad principalem sedem episcopatus*) [存す]。而してまた, [此の borough 内に] 弩の射手 Gilbert は一戸の屋敷と二つの屋敷地とを, [前記] William of Écouis は一戸の屋敷を, Maynard は一戸の屋敷を, しかして Ely [Cambridges.] 修道院の院長は一つの屋敷地を [——それぞれ保有す]。而して此の borough 内には現在都市民たちは [総て] 四十三の礼拝堂 (*capella*) を [共同] 保有しをれり (*tenent*)。而して全体として此の町 (*tota hec Willa*) は, Edward 王の御代 [毎年慣習的に] 二十ポンドを王に (*xx libras regi*), 十ポンドを [East Anglia] 伯に (*comiti x libras*) 納め (*reddebat*), このほかに (*preter hoc*) [或る種の] 護衛兵たち (*prebendarios*) [に対する給与として] 二十一シリング四ペンスを [納め] (*xxi solidos et iiii denarios prebendarios*), その他六セスタ (一六クォータ) の蜂蜜 (*vi sextarios mellis*), 一頭の熊 (*i ursum*), 又は熊の代りに六匹の [杭] に繋ぎ留めたる熊に ^{けしか} ^{たのし} 吠 (*vi canes ad ursum*) を [納めたりき^{12a}]。而して今や [1086年現在] [全体として此の町は], [その名目価値に依らず] [通貨の] 重量に依りて七十ポンド

を王に(*lxx libras pensum regis*), [通貨の]数に依りて[—その名目価値に依りて]百シリング[—五ポンド]を特別上納金(*gersuma*)として王妃に(*c solidos ad numerum de gersuma regine*), 一匹の[鷹狩用の]大鷹(*i asturconus*)と[流過程に於て磨滅 = 減価せる所の通貨を鎔解 = 秤量したる]「白貨」二十ポンド[—即ち重量に依りて二十ポンド](*xx libras blancas*)を伯に, 数に依りて(*ad numerum*) [一名目価値に依りて]二十シリングの特別上納金(*xx solidos gersuma*)を Godric に[—それぞれ納め居れり¹³⁾]

而して, Simon ならびに Jude 両聖人教会(*ecclesia sanctorum Simonis et Jude*)を, [1047~70年の間の Elmham の]司教 Aelmer, Edward 王の御代に保有しゐたりしが(*tenuit*), その後(*post*) [彼れ Aelmer の跡を継ぎ1075年以降その司教座を Thetford に遷したる] [前記] Aelfast, [是れを保有し], 今や[1086年現在] [前記] William [Thetford の司教として] [是れを保有し居るが], 是れには四分ノ三の粉碾場(*iii partes unius molendini*)と半エイカの牧草地(*dimidia acra prati*)と一つの屋敷地(*i mansura*), 附属し居れり(*adiacent*), 而して, そは[Thetford の]司教管区には属せず[前]司教の Aelmer の世襲財産(*patrimonium*)に属するなり(*et non est de episcopatu set de patrimonio Almari episcopi*). 此の borough にては, 彼 [Thetford 司教 William]は, 司教管区に属する所の二エイカの牧草地(*ii acras prati de episcopatu*)をいま保有し居るが(*habet*), そは[土地所得上]二十シリングに値ひす[一年二十シリングの地代収入を挙ぐ] (*valent xx solidos*).

Ewicman といへる者, Edward 王の御代に, 一カリュキット [=一ハイド]半の耕地(*i carucata terre et dimidia*), 十六エイカの放牧地(*xvi acras de pastura*), 七エイカの牧草地(*vii acras prati*)を, [前記 Canterbury 大司教] Stigand の下に[—Stigand より許されて]保有しゐたりしが(*tenuit.....sub Stigando*), 今や[前記] Ivo の息子 Reynold [此れらを Stigand の下に保有す]。 [而して] 当時もその後も [当該耕地には] 一組の犁隊 [が稼働しありたれど] (*tunc et post i caruca*), 今は [—1086年現在] 二組 [の犁隊が其処に稼働す] (*modo ii*)。 [而して] そは常に [土地所得上] 三十シリングに値ひす [一年三十シリングの地代収入を挙ぐ] (*semper valuit xxx solidos*)。

曾て Norwich の borough に住せしところの都市民のうち, 二十二人は既に [1075年 East Anglia 伯 Ralph の起せし叛乱の結果¹⁴⁾] 此の borough を立ち去りて (*abierunt*), 今や St. Edmund

12 a) 近世における此の娯楽—'bearbaiting' に関しては, 岩波版『漱石全集』^{新 輯 決定版} 1956—57年] 第33巻74—76ページにおける極めて visible なる記述, 参照。因みに, 此の Edward 懺悔王時代当時の bearbaiting (熊いじめ)に使用された熊は Scandinavia 原産の・Dane 商人の将来せるものか。 Cf. William Hudson & John Cottingham Tingey, edd., *The Records of the City of Norwich* (2 vols. ; 1906—10), Vol. II (ed. by J. C. Tingey), Introduction, p. vii.

13) 拙著『イングランド初期経済史の諸問題』(山川出版社, 1978年), 283—4 ページ, 参照。

14) Cf. Stenton, *op. cit.*, pp. 426, 610—12.

修道院の院長の領有する所の Beccles [Suffolk] の町 (*villa*¹⁵⁾) に居住しをり (*manent*), 六人は Humblyard のハンドレド (郡) に [居住しをりて], [以上の] 彼等 [二十八人の者] は [もはや] 此の [Norwich の] borough を見捨てたるなり (*dimiserunt*)。同じく [此の borough を立ち去り他郷に移れる者には] [Norwich の東郊] Thorpe なる王領 [荘園] に一人, また [前記] Roger Bigot の所領に一人, William of Noyes の支配下 [の土地] に一人, Richard of Saint-Clair の支配下 [の土地] に一人在り。而して, 斯かる逃散せる者たち (*isti fugientes*) は夫れ以外の [此の市に] 踏み留まりたる者たち (*alii remanentes*) と共に, 一部は [前記] Ralph 伯の [叛乱時の] 没収に依りて (*partim propter forisfacturas R. comitis*), 一部は [Ralph の当市の] 焼打ちに依りて (*partim propter arsuram*), 一部は王の地租 (*gelt*) [の苛斂誅求] に依りて (*partim propter geltum regis*), 一部は Waleran [の地租徴収請負に於ける中間搾取に基づく一層の苛斂誅求] に依りて (*partim per Walerannum*), 今や全く破滅せしめられ居れり (*omnino sunt vastati*)。

此の borough にはその司教は若しも彼にして欲するならば, 一人の [彼れ専属の] 造幣人 (*monetarius*) を有することを得 (*In hoc burgo si vult episcopus potest habere i monetarium*¹⁶⁾)。此の borough にはもと其処に或る一戸の無住の屋敷存したるが (*in burgo erat quedam vasta domus*), こを [Edward 王の御代に] Walter の息子の Ranulf なる者, 王より其の贈与物件として受領したりき (*hanc accepit Rannulfus filius Walteri de dono regis*)。而して助祭 (*diaconus*) の Walter なる者, 現在この borough に一戸の屋敷 (*i domus*) を保有し居るも (*habet*), されどそは Edward 王の御代には存せざりしものなり (*set non fuit t. r. E.*)。而してまた [East Anglia] 伯 Ralph の二人の家来 (*ii homines*), St. Sepulchre 教会より二エイカの牧草地を横領したるが (*ii acras prati de sancto Sepulcro abstulerunt*), その後 (*post*—「征服」時に至る迄に) [当該教会の] 司祭 (*presbyter*) を州奉行 (*vicecomes*) に依るところの贈与を通じて恢復したりき (*rehabuit presbyter concessu vicecomitis*)。

Ralph 伯, [曾て Edward 王の御代に] 十四エイカの耕地ならびに一エイカ半の牧草地 (*xiiii acras terre et i acram et dimidiam prati*) を保有したりしが (*tenuit*), その後 (*post*—「征服」時に至る迄に) Alward of Newton なる者 [夫れらを] 保有することとなれり (*tenuit*)。』

以上の少々長大なところの叙述のあと, 一節飛んで, 我々はまた, 「ブク」第2巻第118葉表の第3行目における「ノリッチのフランスびと」(*Franci de Norwic*) と斜字体にて手書せられたる見出しにつづく, 同第118葉表の第18行までに亘るところの, 比較的短い叙述を次のように読むのである¹⁷⁾, —

15) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 310~11ページ, 参照。

16) 同上拙著, 65~6ページ, 註(81)参照。なお, 同書, 54~7ページをも参照。

17) *D. B.*, Vol. II, folio 118. Cf. *V. C. H.*, *Norfolk*, Vol. II, p. 47; Morris, ed., *D. B.*, Vol. 33: *Norfolk*, ed. by Brawn, Part One, fol. 118 a.

『その新しき borough には(*in nouo Burgo*), [1086年「ブク」成立時][其処に]三十六人の都市民(*xxxvi burgenses*)と六人の Englishmen(*vi anglici*) [存す]。而して[Edward 王の御代]毎年
の慣習的貢租としては(*ex annua consuetudine*), 各人はその都度の徴発 (*forisfactura*) を除き
て一ペニーを納むる所の慣はしなりき(*reddebat unus quisque i denarium preter forisfactu-
as*)。此のもの総ての中に就きて(*de hoc toto*), 当時王は三分ノ二を取得し(*habebat rex ii
partes*), [East Anglia]伯は残りの三分ノ一を[取得したりき](*comes terciam*)。今や(*modo*—
1086年現在) [其処には]王の支配権と伯の支配権との夫々の下に在る所の四十一人のフランス
系の都市民[存す] (*xli burgenses franci in dominio regis et comitis*)。而してまた [前記]
Roger Bigot は五十人[のフランス系都市民]を[その支配権の下に]有し (*Rogerus Bigot habet
l*), Ralph of Beaufour [は]十四人[のフランス系都市民]を[その支配権の下に]有し(*Radulfus
de Bellafago xiiii*), Hermer(*Hermerus*) [は]八人, 弩の射手 Robert (*Robertus arbalistarius*)
[は]五人, [Norwich の] 修道院長の家来たる Fulcher (*Fulcherus homo Abbatis*) [は] 一人,
Isaac(*Isac*) [は] 一人, 而して Ralph Vise de Loup (*Radulphus Vise lupi*) [は] 一人 [—のフ
ランス系都市民を夫々その支配権の下に]有す]。而して [East Anglia] 伯のパン焼所 (*pistrinum*)
にては [執事の地位に在る] Robert Blund はその支配下に三人[のフランス系都市民]を有し居
るが(*in pistrino comitis iii habet*), また [フランス系都市民の] Wymer なる者は無住の一つ
の屋敷地を [保有し居れり] (*et Wimerus i mansuram vastam*)。

[Edward 王の御代には] 都市民たちの以上すべての土地はもともと [East Anglia] 伯 Ralph
の支配権下に在りしが, 彼は夫れらを, 現に [Norfolk 州の] 州奉行の是れを証言しをるが如く
(*ut testatur vicecomes*), 彼 [Ralph] 自身と [Edward] 王とのあひだにて此の [Norwich の] bor-
ough を建設せんが為に共同に [保有すべく] 王に譲与したる所のものなり (*concessit eam regi
in commune ad faciendum burgum inter se et regem*)。而して広く騎士身分, 都市民身分
両者の保有に係はるところの, 以上の総ての土地は, 夫れらの慣習的貢租を王に対して納付す
(*Et omnes terre iste tam militum quam burgensium reddunt regi suam cosuetudinem.*)。
新しき borough にては (*in nouo burgo*) そこに, 初め Ralph 伯が建立し (*fecit*) 是れを彼 [Ra-
lph] の礼拝堂付牧師たち (*capellanis*) [の共同体] に寄進したる所の (*dedit*), 或る一つの教会存
す。今はそを, その名を Wala と謂へる所の, [Norfolk 州の] 州奉行に従属する或る一人の司
祭 (*quidam sacerdos vicecomitis*), 王よりの贈与物件として (*de dono regis*) 保有し居るが (*tenet*),
そは [土地所得上] 六十シリングに値ひす (*valet lx solidos*)。而して [前記] Robert Blund は,
彼が此の [Norfolk 州] [の奉行職] を保有せる間, 其処より毎年 [重量に依りて] 一オンスの金 [に
相当する収入] を得たりき (*et, quandiu Rodbertus Blundus comitatum tenuit, habuit inde
unoquoque a° i unciam auri*)。』

更に, 我々は, 以上の叙述が見られた「ブク」第2巻第118葉の当該箇所よりは甚しく懸け離

れて、同巻第201葉裏面の第12行目に「ノリッチの聖ミカエル教会の所領」(Terre sancti Michahelis de Norwic)と立字体で書かれて居る其の次の行の、「タヴェラムのハンドレド」(*Hundred de Taverham*)と斜字体で書かれた小見出しにつづくところの、僅々4行足らずの次の如き叙述を見出すのである¹⁸⁾、——

『Taverham〔郡〕には、其処に〔Norwichなる〕聖ミカエル教会、Edward王の御代に一カリュキット〔＝一ハイド〕の耕地を保有し(i carucatam terre tenuit sanctus M. tempore regis Edwardi), 更にそを〔前記〕Stigand, 同教会の下に〔再〕保有しるたりき(et Stigandus sub eo)。〔而して〕, 〔Edward王の御代当時も「ブク」成立の今も〕常に(*semper*) 其処には四人のvillain, 二人のbordarが存し, 〔当時も今も〕常に, 領主直営耕地(*dominium*)には一組の犁隊(*caruca*)が稼働し, 隷属農民〔＝villains, bordars〕の保有地には一組の犁隊が稼働せり(*semper iiii villani et ii bordarii, semper i caruca in dominio et i caruca hominum*)。而して其処には〔別に〕十二エイカの耕地を保有する所の〔自由農民たる〕四人のsokeman存す(et iiii socemanni, xii acre terre)。而してまた其処には〔当時も今も〕常に八エイカの牧草地在り, 又十二匹の豚〔を放ち飼ひにして団栗の実などを食^はませるに十分なる所の広さ〕の森林在り(*semper viii acre prati, silua xii porcorum*)。而して〔Norwichなる聖ミカエル教会をその領主とする所の荘園たる〕此の土地は, 〔土地所得上〕二十シリングに値ひす〔一年間二十シリングの地代収入を挙ぐ〕(et valuit xx solidos)。

更に、我々は、以上の叙述が見られた「ブク」第2巻第201葉より少しくあとに、第234葉裏面第23行より最終第25行に亘って、先きに我々が「ブク」第2巻第116～7葉の叙述に注目した際^{ひとたび之を見たところの}、Ewicmanなる人物の土地保有に関する叙述〔前段、110ページ、参照〕が、このたびは「ノリッチのハンドレド」(*Hundredum de Norwic*)と斜字体にて書かれた見出しの下に、形式的には独立した一節として(その実質的な内容に於ては殆ど変ることなく)、再現せられて居るのを見出す、——唯、新たに、今や〔前出〕Ivoの息子のReynoldが保有する所となった此の土地には其処に100匹の羊が存すること(et c oues)が附言せられて——而も猶その土地所得上の価値は依然としておなじく30シリングである！——居るばかりである¹⁹⁾。

以上が、「ブク」に現われた・我々のNorwichに関する・一字一句も是れを^{ゆるが}忽せにせざる所の叙述のすべてである。之に依って見てもほぼ諒解されるであろうように、其処には、「ブク」成立時点の1086年現在におけるNorwichのstaticなる状態に関する叙述のみではなく、1066年の「征服」前夜の・事実上最後のAnglo-Saxon王—Edward 懺悔王(r. 1042～66)の時代に於

18) *D.B.*, Vol. II, folio 201 b. Cf. *V.C.H., Norfolk*, Vol. II, p. 123.

19) *D.B.*, Vol. II, folio 234 b. Cf. *V.C.H., Norfolk*, Vol. II, p. 159; Morris, ed., *D.B.*, Vol. 33: *Norfolk*, ed. by Brawn, Part Two, fol. 234 b.

ける、此処 Norwich に関する所の叙述(*tempore Regis Edwardi*)がいま1086年の「ブク」成立時点における叙述(*modo*)と相錯綜 = 交錯して現われて居り、その結果我々をして此の市の Anglo-Saxon 時代末期から「征服」以後の Norman 王朝期にかけての事態の推移を dynamic に把えることを可能ならしめて居るのである。——蓋し、我々が「ブク」の叙述を読み解く場合に、常に、文中の動詞の時制に飽くまでも細心の注意を払うことを要請せられる所以である。

扱て、いま「ブク」の叙述を通覧して先ず最初に気付くことは、Edward 懺悔王時代以降「ブク」成立の1086年にかけて、我が Norwich が一つの hundred(郡)と看做されていた、と云うこと、是れである。そのことは、「ブク」の Norwich 関係の叙述が抑々冒頭「Norwichのhundred」(*Hundredum de Norwic*)なる名詞句を以て始められて居ること、そしてその最後に現われる Norwich 関係の叙述[一実質的には重複的叙述]がまたおなじく「Norwichのhundred」なる見出しの下における夫れであること、に徴して、いま一点の疑義も存せざる所である。しかも、全体としての「ブク」の叙述が此のことを明示して居る如く、Norwich は、懺悔王時代以来一貫して borough(*burgus*)として存在しつづけて居るのである。——まさしく此の点にこそ、イングランドにおける中世都市の成立基盤が抑々農村—hundred に存したること、農村がそもそも hundred の中核をなせる人民集会—Anglo-Saxon 古来の folk-moot (*folcgemót*) の伝統を継承するところの hundred の集会を中心としていま鞏固なる共同体 (*community; communitas*) を構成したること、そのごとく、中世都市—borough またその集会を中心にいま一個の共同体として立ち現われたること、而して成立当初の borough が、Norwich に関する「ブク」の叙述が真に良く此のことを我々に示して居るように——例えば、其処に於ける耕地、牧草地、放牧地、森林、粉碾場等々の存在——、屢々農村的性格を具有し、荘園[*manor; manerium*]的相貌を露呈したること、——此れらのことの現実的な根拠が存しなければならないのである²⁰。

それでは、我が Norwich は、懺悔王時代より征服王時代にかけて、そこに如何なる人口動態的現象を示したのであろうか。

「ブク」は、懺悔王時代の此の市の人口を以て、1,320人となしている。然るに、「ブク」が編纂せられた1086年現在に於ては如何と言うに、此の Norwich の borough(*burgus*)には、そこに665人の、毎年慣習的貢租(*consuetudines*)を納付しつつある、English なる都市民(*burgenses*)が存在するほかに、貧困なるがゆえに斯かる貢租を免除せられている、480人の、おなじく English ながら非都市民たるところの bordars(*bordarii*) が存し、「征服」以後今や新たに出現せる——「ブク」に謂う所の「新しき borough」(*nouus burgus*)には、其処に、いま征服王と East Anglia 伯との両者の夫々の支配権に服する所の、Norman French 系統の都市民 (*burgenses franci*) 41人が存するほかに、王と East Anglia 伯以外の大小の封建的権力者をその主君(=領主)と仰ぐ所の、総計83人の Norman French 系都市民が存在したのである。斯くて、1086年の時点における此処 Norwich には、English が合計1,145人、Norman French が合計124人、併せて1,269人がいま存在したことになり、懺悔王時代の1,320人に比して「征服」以後に於て

は其処に51人の減少が認められるのである。かくしていま、此の時代イングランドに於ては一般に一世帯当りそのうちに4.5人ないし5人を含んでいたとすれば²¹⁾、Norwichは、既に1066年の「征服」前夜の時点に於て5,940人ないし6,600人の実人口を有していたこととなり、1086年の時点に於ては5,711人ないし6,345人の実人口を有していたこととなるのである。——斯かる数值は、前引James Campbellをして言わしむれば、まさに此の市の第16世紀以前の何れの時期と比較してみても其処にさして逕庭を見ざる所の数值である、と云う事になるのである²²⁾。実際、当時、このNorwichが相当に人口稠密且つ富裕なる都市として実在したことは、「ブク」の叙述に於て其処に数多くの教会・修道院への言及がなされて居ること——All Saints, Martin, St. Michael, Holy Trinity, St. Simon & St. Jude, St. Laurenceと云った教会名が具体的に挙示せられて居ること、に依つても、また、都市民たち(*burgenses*)が、全体として、懺悔王時代、15の教会を〔共同〕保有していた(*tenebant*)事実、おなじ彼等が1086年現在、43の礼拝堂を〔共同〕保有している(*tenet*)事実²³⁾に徴しても、是れを傍証せられ得るところである。

而して、我々は今や、「征服」前後の時代を通じて、Norwichには、そこに**bordars**(*bordarii*)を始めとして**villains**(*villani*), **socmen**(*socemanni*)などの本来の都市民(*burgesses*; *burgenses*)に非ざる所の者が存在したばかりではなく、都市民といえども自由・自律的な所の存在ではなくして、或いは懺悔王又は征服王のごとき王、或いはEast Anglia 伯 Haroldのごとき封建貴族、或いはまたCanterbury 大司教 Stigandのごとき高位聖職者の、それぞれ領主的支配の下に従属する所の存在であった、と云うこと、に注目しなければならぬ。換言すれば、此の我々の当面する段階に於ては、Norwichにおけるboroughは、いまだ如何なる意味に於ても特権的な自治都市として機能しては居なかつたのである。即ち、懺悔王時代のNorwichにおける都市民1,320人の内、その1,238人の者は、王とEast Anglia 伯両者の裁判権に服属して、両者に対し夫々毎年慣習的貢租給付の義務を負いつつある存在であつたのであり、その50人の者は、Canterbury 大司教の裁判権に服属して、彼に個人的に托身(*commend*)しその保護(*patricinium*)を享受しつつある存在であつたのであり、その32人の者は、East Anglia 伯の裁判権に服属して、彼に個人的に托身しその保護を享受しつつある存在であつたのであって、此の時代、全体として此の町は(*tota hoc Willa*)王に対して毎年20ポンドを納入し、East Anglia 伯に対して毎年10ポンドを納入する所があつたのである。而して、今や征服王の時代に入つても、1086年現在、全体として此の町は、毎年通貨の名目価値一數に依らず・その重量に依つて70ポンドを王に対して納め、おなじく通貨の重量に依つて20ポンドをEast Anglia 伯に納めるところがあつたのである。此のことは爰に飽くまでも銘記せられねばならない。

20) 前掲拙著, 51~3 ペイジ, 参照。

21) 同上拙著, 294~5 ペイジ, 参看。

22) Cf. Campbell, *loc. cit.*, p. 3.

III

然るに、前節に是れを見たる如き、我々の Norwich の中世都市としての生成過程における其の初期的性格は、Domesday Book の成れる翌年1087年 Norman 王朝の開祖 William I the Conqueror が歿して、その第三子の William II (r. 1087~1100) の治世を経、今や征服王の第四子 Henry I (r. 1100~35) の時代ともなると、第12世紀、そこに重大なる変化が認められるようになった。そのことは、もと Henry の妹 Adela の嫁せる大陸フランスの Blois 伯 Etienne の第三子にしてイングランド王となれる、Stephen (r. 1135~54) の治世年間に生ぜざる内乱のあとを承けて、もと Henry の娘 Matilda の再婚せる大陸フランスの Anjou 伯 Geoffroi の長子 Henri がイングランド王 Henry II (r. 1154~89) として立って茲に Plantagenet 王朝を開くや、此の王朝の開幕時、ほぼ1158年の頃²³⁾、Henry II 王が Norwich 市に与えたる一つの charter を詳らかに検討することに依って、我々の是れを明らかならしめ得る所である。即ち、そこにおいて、Henry は次の如く曰って居るのである、——

『イングリシュの王(*rex*)にして、ノルマン人ならびにアキテーヌ Aquitaine びとの公(*dux*)、アンジューびとの伯(*comes*)たるどころの、ヘンリは、すべての大司教たち、司教たち、修道院長たち、伯たち、バロンたち(*baronibus*)、裁判官たち(*justiciariis*)、州奉行たち、司法官吏たち(*ministris*)に対し、またフレンチ・イングリシュ双方のすべての彼[一王]の忠誠なる臣下たちに対して、爰に挨拶を送る。汝ら、朕が、朕のノリッチの都市民たちに対し(*burgensibus meis de Norwico*)、彼等が朕の[外]祖父ヘンリ[一世]王の御代に有せし所の一切の慣習的諸貢租[免除の権利]並びに諸特権並びに諸免除権を (*omnes consuetudines et libertates et*

23) この charter には元来日附が無い。そこで、此の charter に後段見られるように証人として名を連ねて居る者から主として其の成立年代を推定する手懸りを得る以外方法は無いが、①証人の最後に現われている式部官ジェロルドの息子ウォオリン (*Warino filio Geroldi Camerario*) の式部官在職期間は1155~58年であったこと [Cf. R. W. Eyton, *Court, Household, and Itinerary of King Henry II*. (London, 1878), Index of Persons, p. 315, s.v. Camerarii Regis, — Warin fitz Gerald], ②1157年の聖霊降臨節から翌58年8月までの間 Henry II は彼の大陸本土の所領に赴くことなくイングランドに滞在していたこと、③ほぼ1158年4月から8月までの間この charter の証人たち5人は全員王の側近に侍していたこと [Cf. Eyton, *op. cit.*, p. 38], ——以上のことどもから、1158年4月以降8月迄のあいだの何時かが抑々此の charter の発給時であると推定されるのである。因みに、久しく此の charter が保管されて来た錫製の箱には、“5 H. II”すなわち「Henry II 治世第五年」なる文字が刻まれ居る由なれど、Henry II 治世第5年はいま1158年12月19日より1159年12月18日までであって、此の間は Henry はイングランドを離れて大陸に在ったことが知られて居るのである。Cf. W. Hudson & J. C. Tingey, ed., *The Records of the City of Norwich*, Vol. I (ed. by W. Hudson), Introduction, pp. xv—xvi; *ibid.*, pp. 11. n. 1; C. R. Cheyney, ed., *Handbook of Dates for Students of English History* (London, 1945; Reprinted with corrections, 1970), p. 18; E. B. Fryde, D. E. Greenway, S. Porter & I. Roy, ed., *Handbook of British Chronology* (London, 1941; 3rd ed., 1986), p. 36.

quietancias quas habebant tempore Henrici Regis avi mei), 彼等が朕の〔外〕祖父ヘンリ〔一世〕王の御代に夫れら〔一諸権利〕を最も完璧に、誉れ高く、安穩に有したるがごとくそのごとく(sicut ipsi eas plenius et honorabilius et quietius habuerunt tempore Regis Henrici avi mei), 完璧に、誉れ高く、安穩に有すべく、既に賦与したること、且つ本状に依りて此の事を確認したること、を心得よ(sciatis me concessisse et presenti carta confirmasse)。かるがゆゑに(quare), 朕は、彼等〔一朕のノリッチの都市民たち〕が、かのとき〔一朕の外祖父ヘンリー一世王のとき〕有したるが如くに(sicut eas tunc habuerunt), 朕が代に、又朕の相続人たちの代に(tempore meo et temporibus heredum meorum), 彼等の〔有する〕関税〔免除権〕並びに彼等の〔有する〕訴答〔権〕ともども(tam consuetudines suas quam etiam responsa sua), 夫れら〔一上述の諸権利〕を総て完璧に且つは誉れ高く有せんことを(quod omnes illas habeant plene et honorifice), 欲し、断乎として之を命ずる者なり(volo et firmiter precipio)。而して、〔朕のノリッチの都市民たちのうちの〕何びとかが、朕の〔外〕祖父ヘンリ〔一世〕王の崩御し給ひしのちに〔先王〕スティーヴン王の御代に、彼等〔一都市民たち〕の慣習(consuetudo)並びに住民税(scot)〔納付の義務〕より身を退きたらんか(et si aliquis post mortem Regis Henrici avi mei in tempore Regis Stephani a consuetudinibus eorum et scottis se foras misit), 朕は彼ら〔朕のノリッチの都市民たち〕のうちの何びといへどもいま其処より離るることを容認し得ざるがゆゑに(quia nullum ex eis inde quietum clamo), 朕は、その者が彼等の共同社会(societas)並びに慣習(consuetudo)に〔速やかに〕復帰(revertor)して彼等の住民税〔納付の義務〕に^{しはが}遵ふ(sequor)べきことを命ずる者なり(precipio quod ad eorum societatem et consuetudinem revertatur et scottum ipsorum sequatur)。右証人(Testibus), 王弟 William (Willelmo fratre Regis)〔アンジュー伯ジョフルワの第三子, 1164年歿〕, 保安長官 Henry de Essex(Henrico de Essexia Constabulario)〔1163年罷免〕, 保安長官 Richard de Humes(Ricardo de Humes Constabulario), 執事 Manasseh Biset(Manasse Biset Dapifero), 〔前出一註(23)参照〕式部官 Warin fitz Gerold(Warino filio Geroldi Camerario), ウェストミンスタアにおいて〔作成〕(apud Westmonasterium)²⁴⁾。』

是に由って之を観れば、我が Norwich の都市民たちは、既に第12世紀中葉における Henry II の出現を待たずして同世紀初葉の Henry I の時代に於て、彼等の祖先が Anglo-Saxon 時代の末期讎悔王の時代から「征服」後 Domesday Book が編纂せられた征服王の時代にかけて王に対して恒常的に果し来った所の、年々の慣習的貢租納付の義務からもはや解放せられているのであって、Henry I の外孫 Henry II の上掲の charter は、いま単に斯かる Norwich 都市民の慣習的貢租免除に関する既得権を確認したるに止まるもの、——Norwich の都市民が Henry II 王の外祖父の時代に於けると同様にいま斯かる彼等の既存の慣習的貢租免除の特権を「完璧

24) W. Hudson & J.C. Tingey, edd., *The Records of the City of Norwich*, Vol. I, pp. 11f.

に[・]誉[・]れ[・]高[・]く[・]安[・]穩[・]に[・]」(plene et honorifice et quiete)保持すべきことを認めて居るに[・]過[・]ぎ[・]な[・]い[・]も[・]の[・]、である事が知られるのである。

では、我が Norwich は、茲に第12世紀以来全く王権との係わりを断つに到ったのであろうか。断じて否。そうして、其処に現われ来たれるもの——夫れこそが、最近進歩的な一歴史家に依って「殆ど踏破し難き〔研究史上の〕山脈の一つ——その斜面に於て群小の歴史家どもが酸素欠乏のため死亡しそうな学識」を表わすと評された、“*The Medieval English Borough*”(1936)の著者 James Tait に依り、曾て、「征服」以後1世紀半に亘るイングランドの中世都市の歴史上における顕著なる特徴の一つとして算えられて、その発展は殆どこの国にのみ特徴的なる歴史事象であったとせられたところの²⁵⁾、かの「中世都市のファーム」(*firma burgi*)なる特権の王に依る賦与、是れに他ならないのである。そうして、我々は、その[・]早[・]期[・]の[・]証[・]拠[・]を、いま財務府 Exchequer の記録—‘Pipe Rolls’ 中に、その Henry II 治世第3年(1156~7)の条に於て見出すのである。即ち、其処には、『前記の〔Norfolk 州の〕州奉行、Norwich の半々年分のファームとして五十四ポンドの勘定書を差出す』(Idem Vicecomes reddit compotum de liiili. de firma dimidii anni de Norwico.)と記されて居るのである²⁶⁾。

併しながら、此の段階に於ては、見られるように、未だそのファームは、Norwich の都市民たちが[・]直[・]接[・]王[・]の[・]財[・]務[・]府[・]に[・]対[・]して[・]納[・]める[・]も[・]の[・]で[・]は[・]決[・]して[・]な[・]く、Norfolk 州の州奉行を介してこのことを行って居るのである。その意味に於て、Norwich の都市民たちは、未だ、財政的に、イングランド王の直轄行政組織における王の地方的代理人たる所の州奉行の管轄権より全く離脱して直接王から彼等自身の都市をその[・]全[・]き[・]主[・]体[・]的[・]自[・]律[・]性[・]に[・]於[・]て「ファームする」、と云う、真の意味における[・]《*firma burgi*》の特権を贏ち得る迄には[・]到[・]っ[・]て[・]い[・]な[・]い[・]の[・]で[・]あ[・]る。

然るに、第12世紀末葉、1189年、Henry II とその後 Eleanor of Aquitaine とのあいだに生れた第三子 Richard、父の死と共にイングランド王 Richard I (r. 1189~99)として立つや、此の王の治世第5年、1194年5月5日の[・]日[・]附[・]け[・]を[・]有[・]す[・]と[・]ころ[・]の[・]一[・]つ[・]の[・]charter に依って、今や我が Norwich の都市民たちは爰に初めて王より真の意味における都市の[・]独[・]立[・]を[・]允[・]許[・]せ[・]ら[・]れる[・]こととなり、従来単なる[・]《*burgus*》に過ぎなかった所の彼等の町は[・]《*ciuitas*》と称せられるに到り、彼等自身は[・]《*burgenses*》を改めて[・]《*ciues*》と称せられることとなった。

その charter の内容は抑々次の如きものである、——

『神の恩寵に依りて、イングリッシュの王、ノルマン人〔ならびに〕アキテーヌびとの公、アンジューびとの伯たるところの、リチャードは、大司教たち、司教たち、修道院長たち、伯たち、バロンたち、裁判官たち、州奉行たち、ベイリフたち(*ballivis*)、司法官吏たちに対し、またフ

25) James Tait, ‘The Firma Burgi and the Commune in England, 1066—1191,’ *English Historical Review*, Vol. xlii (1927), p. 321. なお、拙稿「封建的小都市政」(立教経済学研究]第42巻第4号), 36ページ, 参照。

26) Hudson & Tingey, edd., *op. cit.*, Vol. I, p. 8.

レンチ・イングリッシュ双方の総ての彼[一王]の忠誠なる臣下たちに対して、爰に挨拶を送る。汝ら、朕が、朕のノリッチの都市民たちに対し(*ciuibus nostris Norwici*)、朕の造幣人たち、司法官吏たちを除きて(*exceptis monetariis et ministris nostris*)、彼等[一ノリッチの都市民たち *ciues*]のうちの何びとも、[ノリッチ市の]外部に於ける土地保有に関する諸々の訴訟[の場合]のほかは(*preter placita de tenuris exterioribus*)、[ノリッチ市の内部に於ける]如何なる訴訟に関しても Norwich 市の外部に於て[—州・郡の裁判所に於て]訴答せざる[ところの自由を有する]ことを(*quod nullus eorum placitet extra ciuitatem Norwici de nullo placito*)既に允許したることを心得よ(*sciatis nos concessisse*)。朕はまた、既に、彼等[一朕のノリッチの都市民たち]に対して、当該都市の内部に於ける、謀殺に関して都市の支払ふべき罰金(*murdrum*)、警邏の怠慢に関して都市の支払ふべき罰金(*gaywite*)の免除(*quietancia*)を允許したり。而して、又、彼等[一朕のノリッチの都市民たち]のうちの何びとも決闘裁判(*duellum*)を為さざるべきことを(*et quod nullus eorum faciat duellum*)、又、王権[の所管]に属する諸諸の訴訟に関して、彼等[一朕のノリッチの都市民たち]が、向後ロンドン市の慣習法に従ひて(*secundum consuetudinem ciuitatis Londonie*)身^{あか}の証しを立て得ることを(*et quod de placitis ad coronam pertinentibus se possint disracionare*)、而して又、向後何びとも当該都市[一ノリッチ市]内に宿泊[一野宿]し、或いは如何なる物も暴力に依りて取得すべからざることを(*et quod infra ciuitatem illam nemo hospitetur uel capiat quicquam per uim*)允許したり。以下の事共亦、朕は既に之を彼等[一朕のノリッチの都市民たち]に対して允許したり(*hoc eciam eis concessimus*)、—即ち、総てのノリッチの都市民たち(*omnes ciues Norwici*)が、イングランド全土並びにその海洋の総ての港市を通じて(*per totam Angliam et portus maris*)、[王に納むべき]市場使用料(*thelonium*)並びに船荷関税(*lestagium*)を免除せらるべきことを(*quodsint quieti de thelonio et lestagio*)、而して、又、彼等[一総てのノリッチの都市民たち]のうちの何びとも、朕のロンドンの都市民たちの有する所の法に拠る外(*nisi secundum legem quam habent ciues nostri Londonie*)、[裁判所の自由裁量にもとづき]何らかの金銭の科料(*miser cordia pecunie*)なる形に於て裁定せらるべからざることを(*et quod nullus de misericordia pecunie iudicetur*)、而して、又、此の[ノリッチの]都市の内部に於ては向後如何なる訴訟に於てもミスケニング(*miskeninga*)[一訴訟当事者が彼の言ひ分を申立てるべき型通りの極まり文句の復唱に於て犯せる過失に対する罰金²⁷⁾]を課せらるべからざることを(*et quod in ciuitate illa in nullo placito sit miskeninga*)、而して又、[本来都市の裁判所のデイン風の呼称たる]ハスティング *husting* は今後は[頻繁にはなく]週に一回限り開かるべきことを(*et quod husting semel in ebdomada tantum teneatur*)、而して又、彼等[一総てのノリッチの

27) Cf. William Stubbs, ed., *Select Charters, and Other Illustrations of English Constitutional History from the earliest times to the reign of Edward the First* (Oxford, 1870; Ninth edn., revised throughout by H. W. C. Davis, 1913), Glossary, p. 521, v. s. Miskening, Mescheninga.

都市民たち]は向後彼等の所有地(*terras*)及び保有地(*tenuras*)を、彼等の担保(*vadia*)を、たとひ何びとに負へるものにもせよ彼等のすべての債務(*debita*)を、公正に(*iuste*)維持(*habeo*)すべきことを(et quod terras suas et tenuras et vadia sua et debita sua omnia iuste habeant quicunque eis debeat), 而して此の[ノリッチの]都市の内部に在る所の彼等[都市民たち]の所有地および保有地に関しては、此の[ノリッチの]都市の慣習法に従ひて彼等に対して正義[に適へる扱ひ]が為さるべきことを(et de terris suis et tenuris que infra ciuitatem sunt rectum eis teneatur secundum consuetudinem ciuitatis), 而してノリッチにおいて将来約定(*accommodo*)せらるべき彼等の総ての債務並びに其処に在る所の抵当物件(*uadiis ibidem*)に関しては、凡そ訴訟は[州又は郡の裁判所に非ずして]此処ノリッチ[の都市裁判所(ハスティング)]に提起せらるべきことを(et de omnibus debitis suis que accommodata fuerint apud Norwicum et de uadiis ibidem factis placita apud Norwicum teneantur), [—以上の事を朕は既に允許したり]。而して、いま若しイングランド全土において何びとかが、彼が正義[に適へる扱ひを為すこと]に於て懈怠の有りたるのちに(*postquam a recto defecerit*), ノリッチ[出]の人々より市場使用料或いは慣習的貢租を徴収したりとせんか(*si quis in tota Anglia thelonium uel consuetudinem ab hominibus Norwici ceperit*), ノリッチのリーヴ(*Prepositus*)は、其の報復措置として此処ノリッチにおいて[斯かる犯罪者を出だせる町より来れる所の商人の]動産[一商品]の差押へを為すことを得べし(*Prepositus Norwici namium inde apud Norwicum capiat*)。上述せるが如き慣習的諸権利を(*predictas consuetudines*), 朕は、彼等[ノリッチの人々]が、その他のすべての諸特権並びに自由なる慣習的諸貢租[—即ち取りも直さず慣習的諸貢租の免除権](*omnes alias libertates et liberas consuetudines*)—朕のロンドンの都市民たちがその最も良きもの或いはその最も自由なるものを有したる時既に之を有し、或いは現に之を有しをるが如きもの(*quas habuerunt uel habent ciues nostri Londonie quando meliores uel liberiores*)ともども、ロンドンの自治権、ノリッチ市の[慣習]法に従ひて(*secundum libertates Londonie et leges ciuitatis Norwici*)有せんことを既に允許したり。かるがゆゑに(*quare*), 朕は、上記の[ノリッチの]都市民たちと彼等の相続人たちとが(*ipsi ciues et heredes eorum*), 総ての上述せる所の[諸権利]を(*hec omnia predicta*)当該[ノリッチの]都市並びにその附属地とともに(*cum ciuitate et pertinenciis eius*), [例年十一月二日より廿五日までの]ミケルマス開廷期に(*in termino Sancti Michaelis*), 朕の財務府に(*ad Scaccarium nostrum*), [Norfolk州の州奉行を介することなく]ノリッチのリーヴ(*Prepositus*)の手に依りて(*per manum prepositi Norwici*), ノリッチ市として(*de Ciuitate Norwici*), 毎年(*per annum*) [通貨の]数に依りて[一その名目価値に依りて]銀貨百八ポンドを(*centum et octo libras esterlingorum numero*) [ファームとして]納入することに依り[—斯くの如きファーム納入を条件として], 朕並びに朕の相続人たちより(*de nobis et de heredibus nostris*), [—総ての上記の諸権利を]永代的に所持し保有する(*hereditarie habeant et teneant*)ことを欲し、且つ断乎

として之を命ずる者なり(uolumus et firmiter precipimus)。而して[なほ]ノリッチの都市民たちは、朕並びに彼等にとりて受け容れ易きところの(qui sint idonei nobis et eis)リーヴ(Prepositos)を、彼等自身の手もて毎年(de se per annum)送り出す[一選出する](faico)ことを得べし。右証人(Hiis testibus), ソールズベリ Salisbury[Wiltshire]の当選司教 Herbert(Herberto, Sarisburiensi Electo), 聖マリア教会のWilliam(Willelmo de Sancte Marie ecclesia), モルタン Mortain[Normandie]の地方司教代理(Decano Moreton), 王室家政官のユースタス Eustace(Magistro Eustachio), ソールズベリの地方司教代理(Decano Sarisburiensi), 王室家政官のPhilip(Magistro Philippo), ソールズベリ伯 William(Comite Willelmo Sarisburiensi), ピエール Pierre の息子ジョフルワ Geoffroi(Gaufrido filio Petri), ロジュール Roger の息子ロベール Robert(Roberto filio Rogeri), 執事の Robert de Tresgoz(Roberto de Tresgoz Dapifero), William de Mallion(Willelmo de Mallion), William de Stagno(Willelmo de Stagno)。朕の治世第五年五月五日, ポーツマス Portsmouth[Hampshire]において, イーリ Ely[Cambridgeshire]司教にして朕の大法官(Elyensis Ebiscopei Cancellarii nostri)たる William de Longchamp(Willelmo de Longo Campo)の手に依りて作成²⁸⁾。』

この Richard I の治世第 5 年—1194 年 5 月 5 日の日附を有するところの charter を一読して我々の直ちに気付くことは、①此の世紀—第 12 世紀の初葉 Henry I の時代より存在し此の世紀の中葉ほぼ 1158 年ごろ発給せられた Henry II の charter に依って夫れが確認せられた所の、我が Norwich の慣習的諸貢租免除の特権が爰に再度確認せられて居ること、②そこに今や此の都市のファーム(firma burgi)の制度的な確立が認められること、③②との関連に於て此の都市の行政組織の頂点を形づくるものとしてそこに reeve (prepositus) なるものが現われて居ること、④この者は毎年都市民自身の選挙に依って成立するものであること、⑤最後に名目上、我が Norwich が従来 of borough(burgus)から city(ciuuitas)に改まり、その都市民が burgesses (burgenses)から citizens(ciuues)に改まって居ること、以上の諸点であろう。——その際、夫れらの先例が多く、中世的な自治都市としては Norwich の先進都市たるどころの、ロンドンに求められて居ることが、また注目せられるところである。

而して、此の charter の内容は、直ちにいま Pipe Rolls の記録に反映している。即ち、同記録の Richard I の治世第 6 年(1194~5)の Michaelmas 開延期の条には、そこに、——『ノリッチの都市民たち(ciuues de Norwico)は、彼等がミケルマス開延期に財務府に於て其の負へる所のファーム[支払ひの^せ費]を果すべく(ita ut respondeant de firma debita ad Scaccarium in termino sancti Michaelis), 領主たるリチャード王のチャータに依る(per cartam domini Regis Ricardi)彼等の都市の諸特権の確認を有することの代償として(pro habenda confirmatione libertatum Ciuitatis sue), また当該都市を彼等の手中に有することの代償として(et

28) Hudson & Tingey, ed., op. cit., Vol. I, pp. 12 ff.

pro habenda eiuitate in manu sua), 貳百マルクの勘定書を差出す(reddunt compotum de cc marcis)』とあるのである²⁹⁾。〔但し、さきのRichard Iの治世第5年—1194年5月5日発給のcharterにあっては当市のファームの額は「名目価値に依りて銀貨百八ポンド」(*centum et octo libras esterlingorum numero*)と規定せられていたのに、此のPipe-RollsのRichard I治世第6年のMichaelmas開廷期—1194年11月2日～25日—の記録に於ては夫れが200マルクすなわち133ポンド6シリング8ペンスとなって居ることが留目せられるが³⁰⁾。〕併し、孰れにせよ、今や第12世紀末に到って、我がNorwichの都市民たち(*ciues*)は、斯かるファーム(*firma*)を当Norfolk州の州奉行(*sheriff*; *vicecomes*)の手を経ることなく、彼等自身——たとえ王の承認を得ることをその必要条件とするとは言え、彼等が毎年彼等自身の手で選出するところの・彼等都市民共同体の代表者としての・reeve(*prepositus*)を通じて、直接に王の財務府(*scaccarium*; *Exchequer*)に納入したのであって、このことの反対給付として財務府記録のいまいみじくも曰えるがごとく我がNorwichの都市民たちは彼等の都市(*ciuitas*)をまさに彼等の手中に掌握する(*habenda ciuitate in manu sua*)ことを得るに到ったのである。このことが、爰に注目せられなければならない。

IV

然るに、1199年4月、Richard I歿し、彼の弟[—Henry IIの第五子]John(r. 1199～1216)の治世を経、Johnの長子Henry III(r. 1216～72)の長い治世時代に入ることとなったが、爰にその治世第7年[1222年10月28日より翌23年10月27日まで]に、我がNorwichの都市共同体の公的首長は、従来の都市民に依って公選せられた一人のreeveが、今や此の都市の上級領主(over-lord)たる王に依って任命される所の四人のbailiff(*ballivus*)に取って代わられることとなった³¹⁾。

而して、同王は、その治世第39年の1255年6月3日附を以て、一つのcharterをNorwich都市民に対し授与した。夫れは、次の如き内容のものである、——

『神の恩寵に依りてイングリシュの王[中略]たるところのヘンリは、[中略]爰に挨拶を送る。汝ら、朕が、ノリッチの朕の親愛なる都市民たちに対し(*dilectis ciuibus nostris de Norwico*), 彼等並びに彼等の相続人たちが(*ipsi et eorum heredes*)永代的に(*in perpetuum*)斯かる諸特権を(*hanc libertatem*)[イングランド]全土を通じ朕の支配の及ぶ限りに於て(*per totam terram*

29) *Ibid.*, Vol. I, p. 10. Cf. *ibid.*, Introduction, p. xx.

30) マルクについては、前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 76, 208ページ, 参照。

31) Henry Alworth Merewether & Archibald John Stephens, *The History of the Boroughs and Municipal Corporations of the United Kingdom, from the earliest to the present time: with an examination of records, charters, and other documents, illustrative of their constitution and powers* (3 vols., London, 1835), Vol. I, p. 437. Cf. Hudson & Tingley, ed., *op. cit.*, Vol. I, Introduction, p. xxv; Stubbs, ed., *Select Charters*, Glossary, p. 509, v.s. Ballivius.

et potestatem nostram)有することを、既に允許し、且つ此の朕のチャータに依りて此の事を確認したることを心得よ(*sciatis nos concessisse et hac carta nostra confirmasse*), —すなはち(*videlicet*), 彼等或いは、夫れらが見出されるでもあらう朕の支配内に在るところの如何なる場所に於ける彼等の有体動産、は(*ipsi vel eorum bona quocunque locorum in potestate nostra inuenta*), 夫れに関して彼等が保証人(*fideiussores*)にも非ざればまた主債務者(*principales debitores*)にも非ざる所の如何なる金銭債務のためにも(*pro aliquo debito*)拘束(*arestentur*)せられざるべきことを、—但し、偶々(*forte*)上述の債務者が彼等の仲間[一共同体](*communa*)に属する者(*ipsi debitores de eorum sint communa*)にして、彼等の金銭債務に関し全面的にか部分的にか[債務者に]満足[一弁済金]を与へる所の能力[一資力]を有し(*et potestate habentes unde de debitis suis in toto vel in parte satisfacere possint*), 而して上記都市民が上記債務者の債権者に対して裁判に於て敗れ此の件に関して円満に合意に達し得たる(*et dicti ciues creditoribus eorundem debitorum in iusicia defuerint et de hoc racionabiliter constare possit*)場合——斯かる場合は、その限りにあらず。かるがゆゑに、朕は、朕並びに朕の相続人たちを代表して(*pro nobis et heredibus nostris*), 前記の[ノリッチの]都市民たちと彼等の相続人たちが永代的に此の上述の諸特権を前述したることく(*sicut predictum est*)[イングランドの]全土を通じて朕の支配の及ぶ限りにおいて有することを、欲し且つ断乎として之を命ずる者なり。[以下省略] 右証人(*Hiis testibus*), 二人の尊師(*Venerabilibus patribus*)たる、ロンドンの司教 Fulk(*Fulcone London' episcopus*)並びにウースタ Worcester の司教 Walter(*Waltero Wygorn' episcopus*), ウォーリック Warwick 伯 John de Plessetis(*Johanne de Plessetis comite Warrewyk*), ベヴァリ Beverly[Yorks.]の代官 John Maunsell(*Johanne Maunsell preposito Beuerlac*), Henry de Bath(*Henrico de Bathon'*), Henry de Bretton(*Henrico de Bretton*), William de Grey(*Willelmo de Grey*), Imbert Pogeis(*Imberto Pogeis*), William de St. Ermin(*Willelmo de Sancta Ermin*), Peter Everard(*Petro Euerard*), その他。朕の治世第三十九年六月三日、ウドストック Woodstock[Oxfords.]において朕親らの手に依りて作成す(*Data per manum nostram apud Wodestok*)³²⁾。』

此の、彼等が其の主債務者でもなければ又其の保証人でもない所の・金銭債務に関して Norwich の都市民は其の身柄を拘束せられたり彼等の有体動産(*bona*)を差押えられたりすることは決してないと云うことを保証した、当時の此の都市の旺盛なる商業活動を反映する所の、charter には、其処に我々の有する文書記録上初めて《*communa*》なる語が用いられて居る事が先ず以て注目せられるのである。而していま、此の語がそこで、一つの有機的な組織体として把握せられた《*ciues*》と同意語的に用いられて居ることは、一点の疑義も存せざる所である。更に言えば、斯かる《*ciues*》と同意語の関係に立つところの《*commune*》は、かの我々が既に見たる前世紀中葉ほぼ1158年ごろ発給された Henry II の charter 中に現われたところの《*societas*》と

いままた同意語の関係に立って居るのであって、*commune*、*societas*の両語は、共に、公認せられた都市民全体を表現する所の名辞なのである。

此の charter の発給を見た 1255 年の翌年 1256 年には、その年の 3 月 25 日附を以ておなじく Henry III 親らの手に依り此のたびは Norwich において作成せられた所の、次の如き一つの charter が我が Norwich 都市民共同体に対して与えられた、——

『[前略]ヘンリは、[中略]爰に挨拶を送る。汝ら、朕が、朕並びに朕の相続人たちを代表してノリッチの朕の親愛なる都市民たちに対し、彼等が、永代的に、朕のノリッチ市並びに同市の諸特権に関して(*ciuitatem nostram de Norwico et libertatem eiusdem Ciuitatis tangentibus*)、朕の財務府の諸召喚状その他の報告書と同様に (*tam de summonicionibus scaccarii nostri quam de aliis*)、朕の総ての諸令状の報告書 (*returnum omnium breuium nostrorum*) [一州奉行或いは前記四人の王の任命に係はるベイリフを介することなく直接] 提出 (*habeo*) すべきこと[一特権]を、既に允許したることを心得よ。而して又、上記の[ノリッチの]都市民たちは、上記の都市民たちに関係する一切の金銭債務並びに請求権に関して (*de omnibus debitis et demandis ipsos Ciues contingentibus*) [直接]彼等自身の手によりて (*per manus suas proprias*) 朕の財務府に対し答弁 (*respondeo*) すべきこと[一特権]を[既に允許したることを心得よ]。而して又、如何なる朕の州奉行 (*Viccomes*) も、またその他のベイリフ (*Balliuus*) も、向後 (*de cetero*)、いま夫れが上記の都市民たちの債務不履行に拠るに非れば (*nisi est pro defectu Ciuium predictorum*)、何らかの金銭債務のゆゑに動産の差押へを為すべく (*ad districtiones faciendas pro aliquibus debitis*) 上記の都市に立ち入ら (*intro*) ざるべきことを[既に允許したることを心得よ]。而して又、彼等[ノリッチの都市民たち]のうちの何びとたりとも、彼等の有する諸々のチャータの主旨に反して且つ彼等の有する諸々の特権に反して (*contra tenorem cartarum suarum et contra libertates suas*)、その都市の内部に於て為されたる何らかの不法侵害行為のゆゑに (*pro aliquibus transgressionibus in ciuitate illa factis*)、上記の都市の外部に於て[一州または郡の裁判所に於て] 訴答すべく強制せられ (*compellatur ad placitandum extra ciuitatem predictam*) ざるべきことを[既に允許したることを心得よ]。而してまた、彼等の諸特権並びに取引に係はり有つ各々の商人たちは (*singuli mercatores communicantes libertatibus suis et mercandis*) 上記の都市民たちの[支払ふべき] 住民税 (*lot et scot*) [既出 *scot* に同じ——ca. 1158年の Henry II の charter 参照 (117 ペイジ)] 納付の義務 [= 権利] を有することを (*quod.....sint ad lottum et scottum eorundem ciuium*)³³⁾、又、彼等の住するを余儀なくせられ且つ住するを慣はしとする何処^{いづこ}にてもあれいま彼等の居を構ふる所に於て彼等が献金

32) Hudson & Tingey, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp. 15 f.

33) なお、「住民税」に関しては、Stubbs, ed., *Select Charters*, Glossary, p. 519, v. s. Lot; *ibid.*, p. 524, v. s. Scot and lot の説明をも参照。

《*auxilium*）を為す義務〔＝権利〕を有することを(*quod.....sint.....ad auxilia prestanda ubicunque fecerint residenciam sicut esse debent et solent*)〔既に允許したることを心得よ〕³⁴⁾。而してなほ、如何なるギルド(*Gilda*)も向後当市の不利益になるべく上記の都市に於ては開かれ(*teneo*)ざるべきことを(*quod nulla Gilda decetero teneatur in ciuitate predicta ad detrimentum eiusdem ciuitatis*)〔既に允許したることを心得よ〕。かるがゆゑに、朕は、朕並びに朕の相続人たちを代表して前記の〔ノリッチの〕都市民たちが永代的に上述したる所の総ての諸特権(*omnes libertates prescriptas*)を有することを、欲し且つ断乎として之を命ずる者なり。〔以下省略〕右証人(*Hiis testibus*)、尊師ノリッチ司教 *Walter Suffield* (*Venerabili patre W. Norwicensi episcopo*)³⁵⁾、朕が兄弟たる *Guy de Lusingnan* 並びに *William de Valence* (*Guidone de Lezign' et Willelmo de Valenc' fratribus nostris*)、*Roger de Thurkilly* (*Rogero de Thurkilly*)、王室家政官 *Simon de Walton* (*Magistro Simone de Wauton*)、〔既出〕*William de Grey*、*Guy de Rocheford* (*Guidone de Rocheford*)、〔既出〕*Peter Everard*、*Bartholomew Bigot* (*Bartholomeo le Bigot*)、*William Gernun* (*Willelmo Gernun*)その他。朕の治世第四十年三月廿五日、ノリッチにおいて朕親らの手に依りて作成す (*Data per manum nostram apud Norwicum*)³⁶⁾。』

いま上記 charter に就いて注目せられるのは、先ず第一に、是れに依って我が *Norwich* の都市民たちは今後彼等の都市とその諸特権とに関して王の令状の報告書(*returnum brevium* ; *return of writs*)を州奉行や *bailiff* を介さず直接に差し出し得るところの特権を勝ち得たること、第二に、彼等は今後彼等に関係する一切の金銭債務・請求権に関して財務府(*scaccarium* ; *Exchequer*)に直接答弁し得るところの特権を勝ち得たること、第三に、もはや州奉行も王の任命に係るかの四人の *bailiff* たちも、都市民の債務不履行の場合を除いて、金銭債務の理由に拠る有体動産差押えのために今後此の都市に立ち入らざるべきことの保証を勝ち得たること、最後に、彼等は此の都市内部の一切の不法侵害行為に関して州・郡の裁判所の管轄権からの彼等の都市の司法的独立を決定的にかち得たること以上である。かくて、斯くのごとき諸特権の王に依るところの譲与を通じて、茲に我が *Norwich* 市の自治の基礎は今やより一層鞏固なるものたらしめられることとなった次第である。

併しながら、此処に一つ問題が残されている。それは、この charter において初めて *guild*

34) なお、「献金」(*auxilium*)に関しては、前掲拙著『イングランド中世都市の展開』249ページ、参照。

35) テキストにおいて“W.”と省略しあるを本文に於けるが如くなす所の根拠は、*Fryde, Greenway, Porter & Roy, edd., Handbook of British Chronology* (3rd edn., 1986) 中 ‘Archbishops and Bishops of England’, p. 261 に、—*Walter Suffield, el. a. 9 July, temp. 17 July 1244, cons. 26 Feb. 1245, d. 19 May 1257.* とあるにもとづく。

36) *Hudson & Tingey, edd., op. cit., Vol. I, pp. 16 ff.*

が現われて居ること、——而も、夫れが此の都市の不利益になるものとして(*ad detrimentum eiusdem ciuitatis*)その結成が禁止されて居ること、すなわち是れである。——斯かる guild が、従来そこにおいては一般的に商業の発達に勘からぬ関心が払われて專業的商人 (professional merchants)の利益の保護に関する言及が屢々なされて来た所の、斯かる charter に現われた場合、專業的商人の guild すなわち guild merchant を意味せずして、まさしく craft guild を意味すると云うこと、は、もはや縷々説明する迄もない所であろう。即ち、斯くのごとき craft guild の結成の禁止なることは、従来 Norwich に於ける商業的發展を支え来った其の基盤 - 前提として其処に一定水準の・手工業における独立小生産の發展が実存したことを明らかに物語って居ると同時に、従来生成し来ったところの Norwich における「都市の独立一自治」の実態が抑々專業的大商人中心の・彼等の寡頭支配的なる「都市の独立一自治」であり——凡そ公的なる都市民の中樞をなせる所の者が專業的大商人たちであって、一般に手工業に従事する所の独立の小生産者にして兼ねて小売業を営む小商人たる所の者たちは当時相對的に公的なる都市民の範疇より排除せられていた事実をこそ何よりも雄弁に物語って居るのである³⁷⁾。——このことは飽くまでも銘記せられねばならない。(完)

37) 此の点に関して、前掲拙著273ページ以下の叙述——とりわけいま1202年 John 王が先進都市ロンドンの都市民に賦与したる、ロンドンの織布工たちのギルド (*Gilda Telaria*)禁止の charter についての分析箇所(275～6ページ)の参照を乞う。なお、J. L. Bolton, *The Medieval English Economy, 1150—1500* (London, 1980), p. 128 をも参照せられたい。